

令和 8 年 度

事業概要



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

千葉県東葛飾障害者相談センター

目 次

I 障害者相談センターの概要

1 設 置 目 的	1
2 沿 革	1
3 施設の名称、所在地等	2
(1) 名称、所在地	2
(2) 所 管 区 域	2
(3) 組 織 図	2
(4) 職 員 配 置	3
(5) 業 務 分 掌	3
4 業 務 フ ロ ー 図	4

II 身体障害者相談関係

1 業 務 内 容	5
(1) 相 談 ・ 判 定	5
ア 所 内 相 談	5
イ 出 張 相 談	5
ウ 巡 回 相 談	5
エ 訪 問 相 談	5
(2) 聴覚及び言語障害者の相談	5
(3) 障害者相談援助事業	5
(4) 自立支援医療（更生医療）の審査	6
(5) 障 害 程 度 の 認 定 審 査	6
(6) 市町村職員研修会	6
2 業務取扱状況（令和7年度実績）	7
(1) 相 談 ・ 判 定 実 施 状 況	7
(2) 障害別相談・判定実施状況	8
(3) 相談会場別相談実施状況	9
(4) 相談会場別補装具判定書等交付状況	10
(5) 人工透析審査委員会審査状況	11
(6) 心臓機能障害更生医療審査状況	11
(7) 免疫機能障害更生医療審査状況	11
(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況	11
(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況	12
(10) 聴能言語訓練件数	12
＜参考＞ 身体障害者手帳所持者数	13

Ⅲ 知的障害者相談関係

1	業 務 内 容	15
(1)	相 談 ・ 判 定	15
ア	所 内 相 談	15
イ	出 張 相 談	15
ウ	巡 回 相 談	15
エ	訪 問 相 談	15
(2)	障害者相談援助事業	15
(3)	市町村職員研修会	15
2	業務取扱状況（令和7年度実績）	16
(1)	取 扱 実 人 員	16
(2)	相談実施状況	17
(3)	相談会場別相談実施状況	17
(4)	援護の実施者別相談実施状況	18
(5)	判定実施状況	18
(6)	判定書等交付件数	18
(7)	療育手帳障害程度別交付・再判定状況	19
(8)	療育手帳年度別判定状況	20
(9)	住 ま い の 場	21
(10)	日 中 活 動 の 場	22
	＜参考＞ 療 育 手 帳 所 持 者 数	23

Ⅳ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1	障害のある人への差別や虐待に関する相談	25
(1)	障害者差別相談事業	27
(2)	地域相談員の委嘱	27

Ⅴ 参 考 資 料

1	人工透析審査委員会設置運営要綱	29
2	障害程度審査委員会設置要綱	30
3	補聴器適合精密判定実施要領	31
4	障害者相談援助事業実施要領	32
5	障害者福祉研修会実施要領	33



Ⅰ 障害者相談センターの概要



1 設 置 目 的

東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）の規定による身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿 革

昭和25年5月1日	千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月1日	千葉市加曽利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。
昭和47年8月7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。
昭和50年5月17日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年4月1日	千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンター、(肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設、補装具製作施設)が新設され、同センター内に移転。
平成6年4月1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を千葉市に引継ぐ。
平成18年8月1日	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「千葉県東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「千葉県中央障害者相談センター」に名称変更。
平成24年4月1日	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(障害者条例)の相談業務が県障害福祉課から移管される。
令和5年4月1日	組織改編により「管理課」、「相談課」、「判定課」を「管理課」、「身体障害者支援課」、「知的障害者支援課」の3課体制に変更。

備考

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成10年9月28日法律第110号)抜粋

「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」(中略)に改める。(平成11年4月1日施行)

3 施設の名称、所在地等

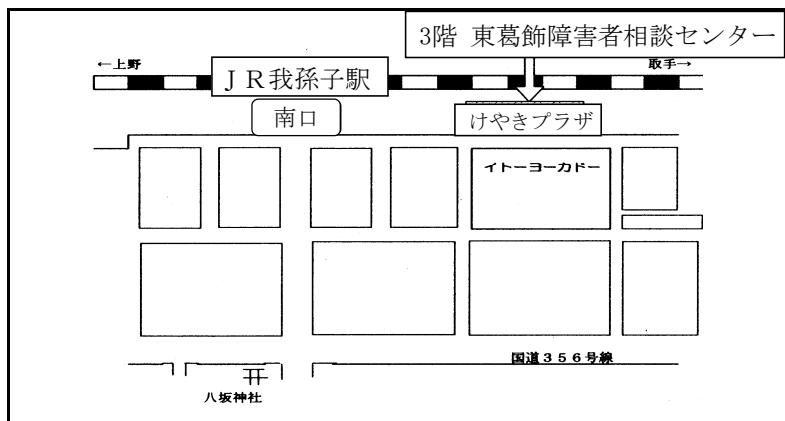
(1) 名称、所在地

名 称：千葉県東葛飾障害者相談センター

所在地：我孫子市本町 3－1－2（けやきプラザ内）

電 話：04－7165－2422（代表）

F A X：04－7165－2423



（備考）千葉県の障害者相談センター一覧

- ・千葉県中央障害者相談センター

所在地：千葉市緑区誉田町 1－4 5－2

（千葉リハビリテーションセンター内）

電 話：043－291－6872（代表）

F A X：043－291－8488

- ・千葉県中央障害者相談センター船橋分室

所在地：船橋市本町 1－3－1 フェイスビル 7F

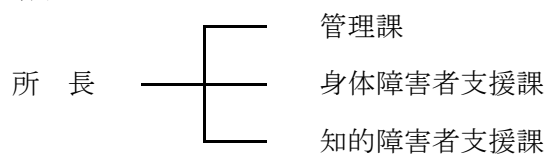
電 話：047-424-0167

(2) 所管区域

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、栄町（8市1町）。

なお、障害者条例及び障害者虐待防止法（一部）に係る相談については、柏圏域を担当し、柏市及び我孫子市の相談を受けています（電話：04-7179-1088）。

(3) 組織図



(4) 職員配置 (令和8年6月1日現在)

		職員	非常勤
所 長(一般行政)		1	
身体障害者支援課	課長(一般行政)	1	
	副主幹(理学療法士)	1	
	身体障害者福祉司	1	
	技師(言語聴覚士)	1	
	広域専門指導員		1
	障害差別相談員		1
	医 師		8
	アシスタント(事務)		2
知的障害者支援課	課長(心理)	1	
	上席知的障害者福祉司	1	
	知的障害者福祉司		
	心理判定員	2	4
	看護師		1
	医 師		2
	アシスタント(事務)		1
計		9	20

* 他に管理課が置かれている。

(5) 業務分掌

(身体障害者支援課)

1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
2. 自立支援医療(更生医療)の要否判定に関する事務
3. 職業能力に関する相談業務
4. 統計資料の作成及び調査・研究業務
5. 障害者条例の差別に対する相談業務
6. 障害者虐待防止法に係る相談業務
7. 身体障害者の職能的判定
8. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
9. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
10. 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
11. 自立支援医療(更生医療)の要否に係る医学的判定

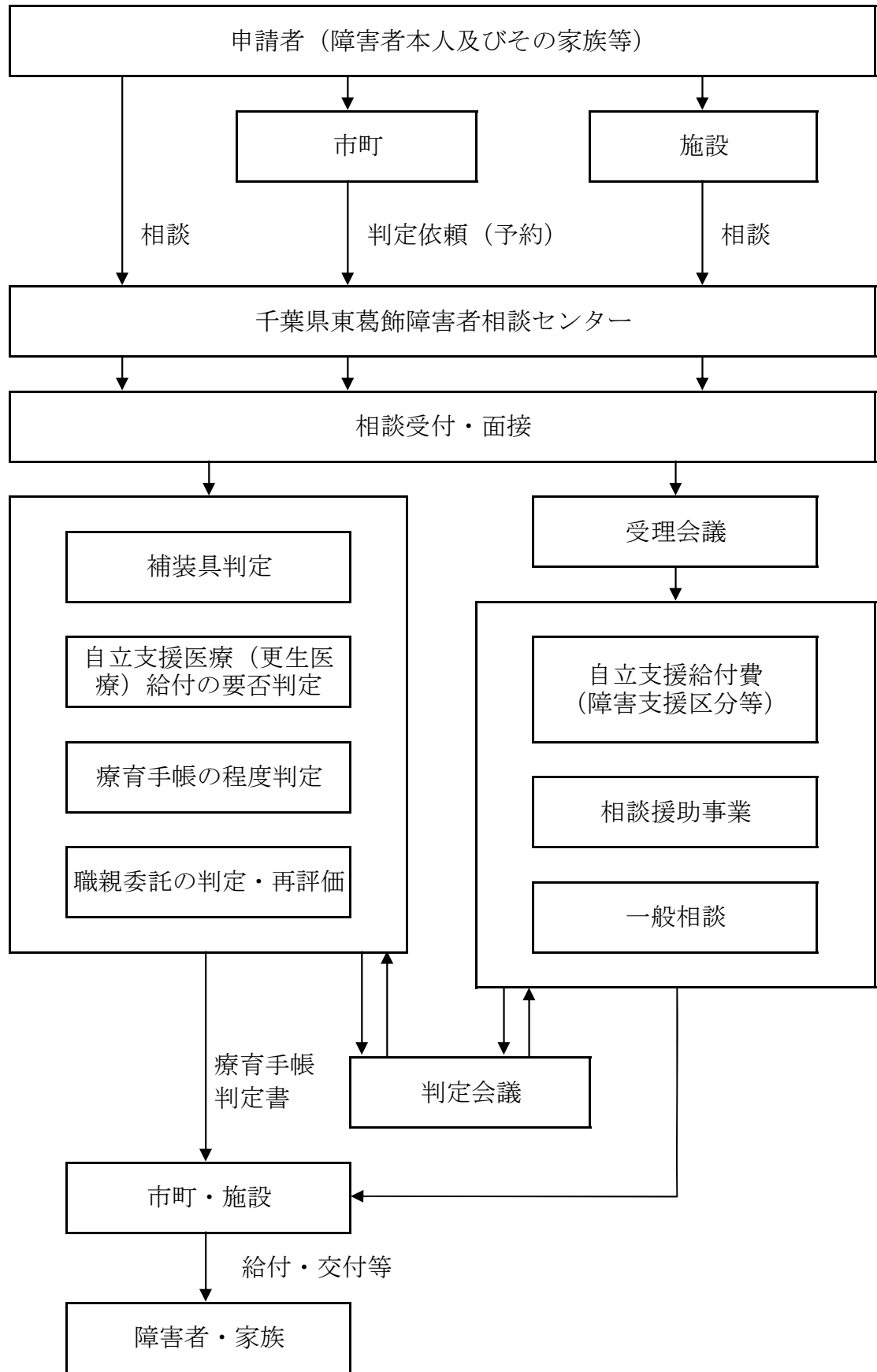
(知的障害者支援課)

1. 療育手帳等に関する相談業務
2. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
3. 統計資料の作成及び調査・研究業務
4. 知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
5. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
6. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
7. 療育手帳の交付に係る医学的判定
8. 特別児童扶養手当の認定に係る診断

(管理課)

更生相談所関連事務以外のため割愛する。

4 業務フロー図





Ⅱ 身体障害者相談関係



1 業務内容（令和8年4月1日現在）

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、医学的判定を必要とする相談については、完全予約制にて次のとおり行っています（視覚障害については随時）。

曜日と週	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	肢体不自由	聴覚障害 及び耳鼻*			肢体不自由
第2週		聴覚障害	聴覚障害		肢体不自由
第3週		聴覚障害		肢体不自由	
第4週		肢体不自由	肢体不自由		

*耳鼻：「平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」

イ 出張・巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施します。

ウ 訪問相談

障害の程度や健康状態等を考慮し、実施機関と協議した上で家庭や施設、病院等で実施します。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害がある方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

（対象者）

ア. 言語発達遅滞

オ. 失語症

イ. 聴覚障害

カ. 麻痺性構音障害

ウ. 吃音

キ. 口蓋裂

エ. 機能的構音障害

ク. 脳性マヒ

（相談日時）

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（完全予約制）

(3) 障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療（更生医療）の審査

自立支援医療（更生医療）の可否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。

なお、じん臓機能障害に対する人工透析の可否を判定するため、人工透析審査委員会を設置し、更生医療の適正な支給を確保するための審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請にあたり、障害程度の認定に適正を期するため、特に、専門的な知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査委員会にて審査を行います（p29 参照）。

(6) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況（令和6年度実績）

(1) 相談・判定実施状況

区 分	取扱実人員	相 談 内 容							判 定 内 容						判定書交付件数
		自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学判定			心理判定	職能判定	計	
									自立支援医療	補装具	施設入所				
合 計	1,259	554	1,200	0	0	0	0	1,754	551	1,071	0	0	0	1,622	1,127
所 内	1,259	554	1,200	0	0	0	0	1,754	551	1,071	0	0	0	1,622	1,127
出 張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪 問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 障害別相談・判定実施状況

障害区分	取扱区分	相談の状況			
		合計	自立支援医療	補装具	その他
総計		1,754	554	1,200	0
	所内	1,754	554	1,200	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
視覚		0	0	0	0
	所内	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
聴覚		516	2	514	0
	所内	516	2	514	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
＜音声・言語・そしや＞		7	7	0	0
	所内	7	7	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
肢体		686	0	686	0
	所内	686	0	686	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
内部		545	545	0	0
	所内	545	545	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0

障害区分	取扱区分	判定の状況				
		合計	自立支援医療		補装具	
			要	否	要	否 適合
総計		1,622	551	0	576	0 495
	所内	1,622	551	0	576	0 495
	出張	0	0	0	0	0 0
	巡回	0	0	0	0	0 0
	訪問	0	0	0	0	0 0
視覚		0	0	0	0	0 0
	所内	0	0	0	0	0 0
	出張	0	0	0	0	0 0
	巡回	0	0	0	0	0 0
	訪問	0	0	0	0	0 0
聴覚		496	2	0	262	0 232
	所内	496	2	0	262	0 232
	出張	0	0	0	0	0 0
	巡回	0	0	0	0	0 0
	訪問	0	0	0	0	0 0
＜音声・言語・そしや＞		7	7	0	0	0 0
	所内	7	7	0	0	0 0
	出張	0	0	0	0	0 0
	巡回	0	0	0	0	0 0
	訪問	0	0	0	0	0 0
肢体		577	0	0	314	0 263
	所内	577	0	0	314	0 263
	出張	0	0	0	0	0 0
	巡回	0	0	0	0	0 0
	訪問	0	0	0	0	0 0
内部		542	542	0	0	0 0
	所内	542	542	0	0	0 0
	出張	0	0	0	0	0 0
	巡回	0	0	0	0	0 0
	訪問	0	0	0	0	0 0

(3) 相談会場別相談実施状況

会場区分	障害区分別件数						相談内容別件数				
	合 計	視 覚	聴 覚	そ 音 し や く 言 語 ・	肢 体	内 部	合 計	自 立 支 援 医 療	補 装 具	そ の 他	
合 計	1, 753	0	516	7	686	544	1, 754	554	1, 200	0	
所内相談	1, 753	0	516	7	686	544	1, 754	554	1, 200	0	
	来所	702	0	395	0	307	0	702	0	702	0
	書類	1, 051	0	121	7	379	544	1, 052	554	498	0
出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4) 相談会場別補装具判定書等交付状況

会場区分	判定書等交付件数														参考			
	合 計 （ a ）	補聴器			義肢		装具			姿勢 保持 装置	車 椅 子	電 動 車 椅 子	重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	そ の 他	適 合 判 定 （ b ）	合 計 （ a + b ）	管 轄 外 （ 内 数 ）	
		高 度 難 聴 用	重 度 難 聴 用	そ の 他	上 肢	下 肢	上 肢	体 幹	下 肢									
合 計	576	203	58	1	1	34	0	0	182	25	47	19	6	0	495	1,071	0	
所内相談	576	203	58	1	1	34	0	0	182	25	47	19	6	0	495	1,071	0	
	来所	493	158	45	1	1	31	0	0	179	20	40	18	0	0	179	672	0
	書類	83	45	13	0	0	3	0	0	3	5	7	1	6	0	316	399	0
出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(5) 人工透析審査委員会審査状況

	審 査 件 数			
	合 計	新 規	継 続	変 更
令和3年度	545	278	99	168
令和4年度	611	296	141	174
令和5年度	570	261	127	182
令和6年度	530	263	80	187
令和7年度	453	279	42	132

(6) 心臓機能障害更生医療審査状況

	審 査 件 数							
	合 計	新規	変更	内 訳				
				バイパス 術	ペース メーカー	弁置換	開 心 根治術	その他
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	4	4	0	0	2	2	0	0
令和6年度	1	1	0	0	1	0	0	0
令和7年度	1	1	0	0	0	0	0	1

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

	審 査 件 数			
	合 計	新 規	継 続	変 更
令和3年度	144	43	78	23
令和4年度	138	38	78	22
令和5年度	130	33	70	27
令和6年度	84	29	41	14
令和7年度	79	32	38	9

(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況

	審 査 件 数			
	合 計	新 規	継 続	変 更
令和3年度	3	0	3	0
令和4年度	7	2	3	2
令和5年度	1	1	0	0
令和6年度	9	5	2	2
令和7年度	8	5	2	1

(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

	審 査 省 略 件 数			
	総 計	じん臓	免 疫	肝 臓
令和3年度	1,621	1,287	320	14
令和4年度	1,677	1,336	319	22
令和5年度	2,085	1,686	377	22
令和6年度	2,209	1,799	391	19
令和7年度	2,050	1,607	420	23

※医療内容に変更を伴わない通院継続分について、実施機関が支給決定した件数

(10) 聴能言語訓練件数

	聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
令和7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<参考> 身体障害者手帳所持者数

東葛障相センター所管区域（8市1町）

1 障害程度別

区 分		1 8 歳以上	1 8 歳未満	計	
重 度	1 級	15, 610	543	16, 153	22, 769
	2 級	6, 483	133	6, 616	
中 度	3 級	6, 522	118	6, 640	17, 772
	4 級	11, 060	72	11, 132	
軽 度	5 級	2, 084	23	2, 107	4, 612
	6 級	2, 438	67	2, 505	
計		44, 197	956	45, 153	

2 障害種類別

区 分	18歳以上	18歳未満	計
視覚障害	2,866	24	2,890
聴覚・平衡機能障害	3,614	122	3,736
音声・言語・そしゃく機能障害	672	7	679
肢体不自由	19,784	602	20,386
心臓機能障害	9,264	85	9,349
じん臓機能障害	4,245	14	4,259
呼吸器機能障害	511	42	553
ぼうこう・直腸機能障害	2,689	26	2,715
小腸機能障害	41	6	47
免疫機能障害	424	0	424
肝臓機能障害	87	28	115
計	44,197	956	45,153

県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在



Ⅲ 知的障害者相談関係



1 業務内容（令和8年4月1日現在）

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、療育手帳等の医学的判定を必要とする相談については、完全予約制にて次のとおり行っています。

第2、第4木曜日

第4月曜日

不定期の水曜日（月1回）

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。（柏会場：休止中）

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

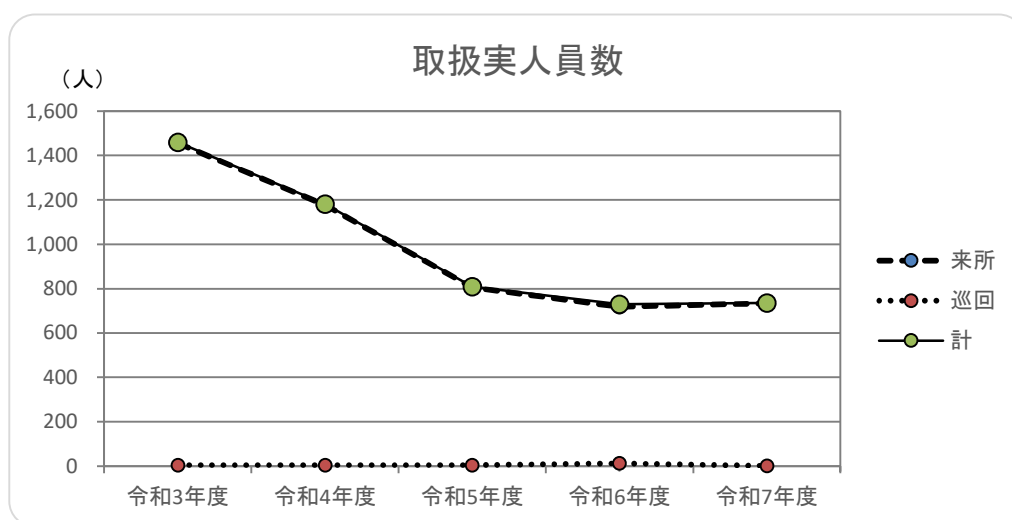
(3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況 (令和7年度実績)

(1) 取扱実人員

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来所	1,456	1,177	805	718	734
巡回	4	4	4	12	1
計	1,460	1,181	809	730	735



(2) 相談実施状況(延件数)

区分	相談内容								
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	2	0	12	7	315	0	753	16	1,105
巡回	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	2	0	12	7	315	0	754	16	1,106

相談内容「その他」の主な内訳

区分	特別児童扶養手当	職親委託再評価	障害支援区分	強度行動障害	相談援助事業	その他	計
来所	7	0	0	0	0	9	16
巡回	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	0	0	0	9	16

(3) 相談会場別相談実施状況

相談区分		取扱実人員	相談内容								
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
所内	来所	388	2	0	12	7	315	0	404	16	756
	書類	346	0	0	0	0	0	0	348	0	348
	小計	734	2	0	12	7	315	0	752	16	1,104
出張	柏出張会場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	職親宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計		735	2	0	12	7	315	0	753	16	1,105

(4) 援護の実施者別相談実施状況

援護の実施者	取扱実人数	取扱区分				相 談 内 容															
		来所			巡回	療育手帳	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	そ の 他							合計	
		面接	書類	計									特児	相談援助	職親再評価	強度行動障害	障害支援区分	その他	小計		
松戸市	176	96	80	176	0	179	0	0	1	2	82	0	6	0	0	0	0	0	3	9	273
野田市	100	55	45	100	0	101	1	0	3	1	43	0	0	0	0	0	0	0	3	3	152
柏市	170	84	85	169	1	176	0	0	5	1	65	0	0	0	0	0	0	0	2	2	249
流山市	75	45	30	75	0	76	0	0	2	1	39	0	1	0	0	0	0	0	0	1	119
我孫子市	80	35	45	80	0	82	0	0	1	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113
鎌ヶ谷市	48	22	26	48	0	53	1	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
印西市	50	31	19	50	0	50	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75
白井市	25	15	10	25	0	26	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	1	1	39
栄町	10	4	6	10	0	10	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
管轄外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県外	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	735	388	346	734	1	754	2	0	12	7	315	0	7	0	0	0	0	0	9	16	1,106

(5) 判定実施状況

区分	判 定 内 容				
	医学判定	心理判定	職能判定	その他	計
来所	41	720	0	0	761
巡回	0	1	0	0	1
計	41	721	0	0	762

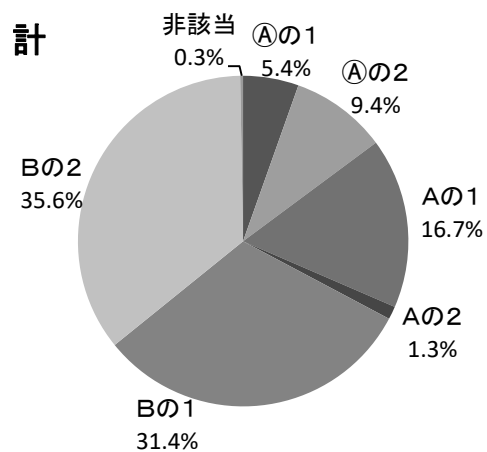
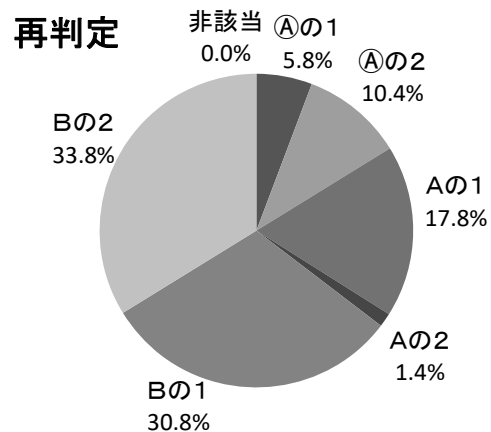
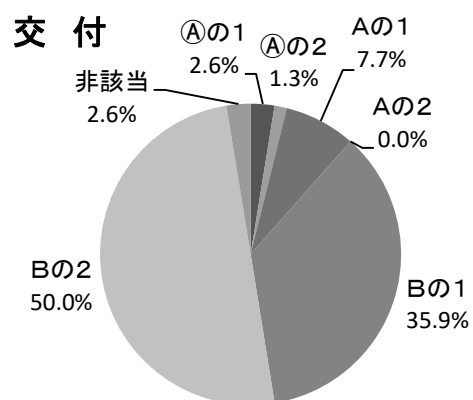
(6) 判定書等交付件数

区分	判 定 内 容			
	障害支援区分	療育手帳	その他	計
来所	0	719	317	1,036
巡回	0	1	0	1
計	0	720	317	1,037

※その他は特別児童扶養手当、障害年金に伴う情報提供等

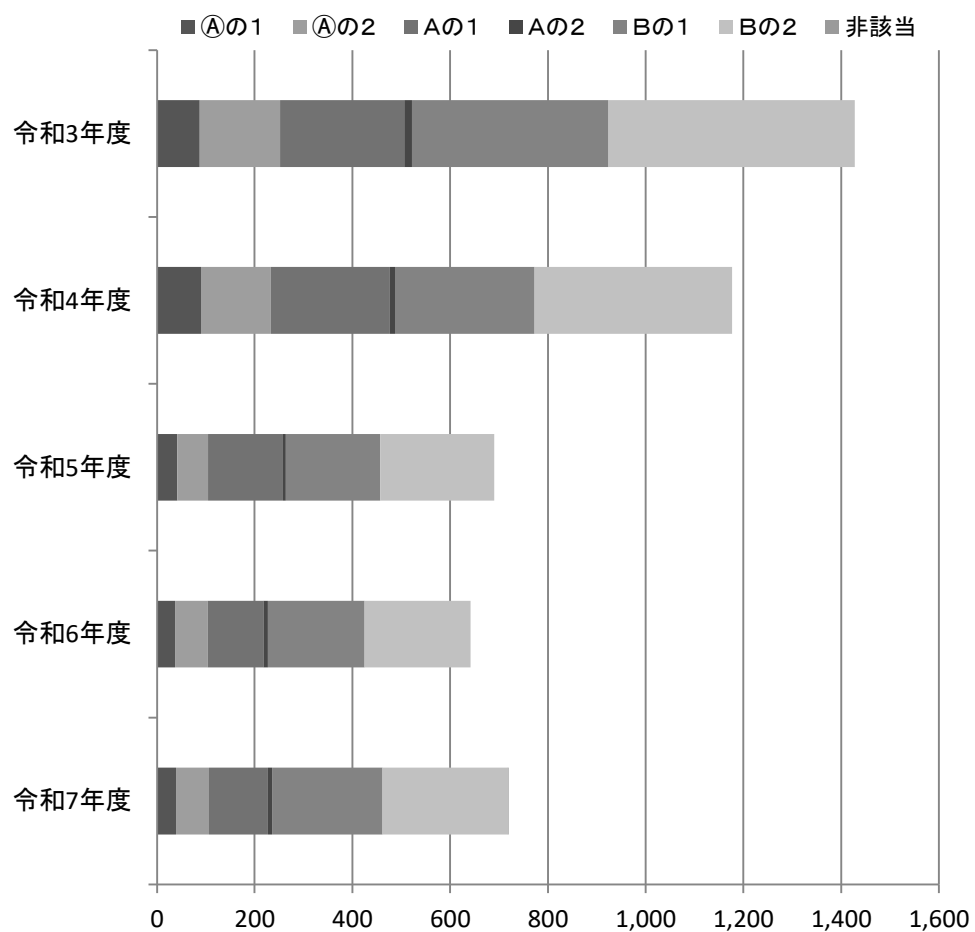
(7) 療育手帳障害程度別交付・再判定状況

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
交 付	2	1	6	0	28	39	2	78
再判定	37	67	114	9	198	217	0	642
計	39	68	120	9	226	256	2	720



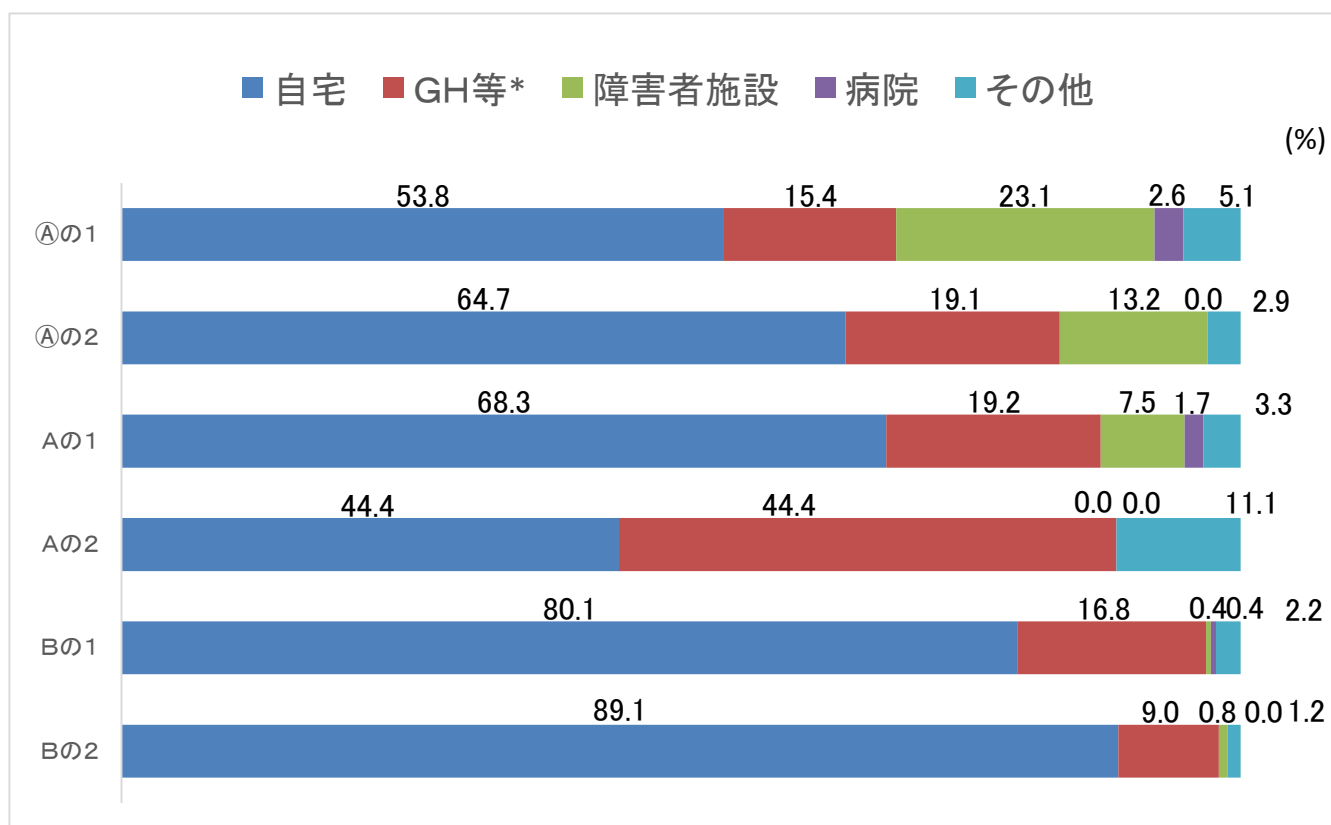
(8) 療育手帳年度別判定状況

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
令和3年度	88	164	254	16	402	503	1	1,428
令和4年度	90	143	244	10	286	404	0	1,177
令和5年度	42	63	153	6	193	233	0	690
令和6年度	37	67	114	9	198	217	0	642
令和7年度	39	68	120	9	226	256	2	720



(9) 住まいの場

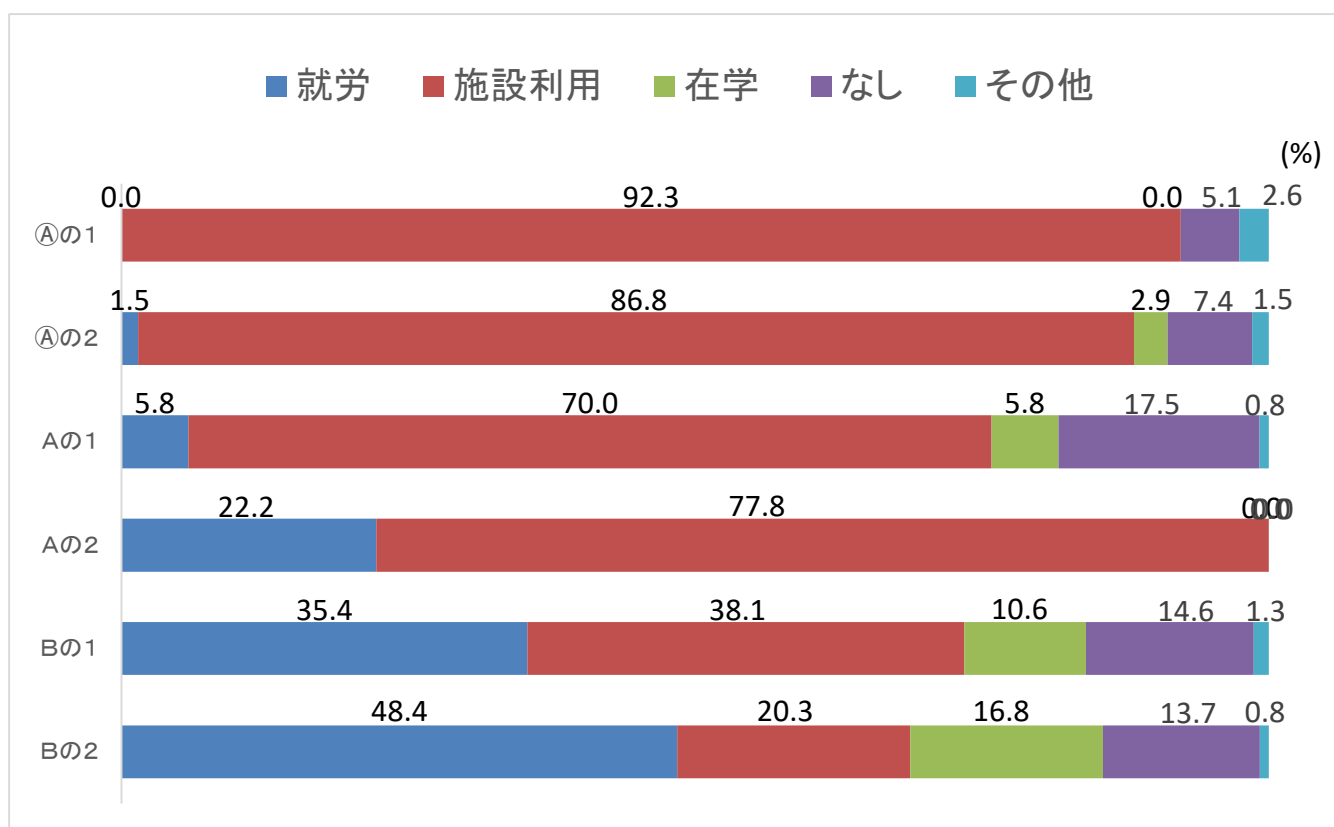
	自宅	GH等*	障害者施設	病院	その他	計
①の1	21	6	9	1	2	39
①の2	44	13	9	0	2	68
Aの1	82	23	9	2	4	120
Aの2	4	4	0	0	1	9
Bの1	181	38	1	1	5	226
Bの2	228	23	2	0	3	256
合 計	560	107	30	4	17	718



*グループホーム等

(10) 日中活動の場

	就労	施設利用	在学	なし	その他	計
㊤の1	0	36	0	2	1	39
㊤の2	1	59	2	5	1	68
Aの1	7	84	7	21	1	120
Aの2	2	7	0	0	0	9
Bの1	80	86	24	33	3	226
Bの2	124	52	43	35	2	256
合 計	214	324	76	96	8	718



※各グラフの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

<参 考>

療育手帳所持者数（名）

東葛障相センター所管区域（8市1町）

区 分	18歳以上	18歳未満	計
重 度	3,679	1,214	4,893
中 度	2,622	949	3,571
軽 度	3,193	2,001	5,194
計	9,494	4,164	13,658

千葉県所管区域（千葉市を除く36市16町1村）

区 分	18歳以上	18歳未満	計
重 度	12,244	3,653	15,897
中 度	8,295	2,627	10,922
軽 度	10,604	5,903	16,507
計	31,143	12,183	43,326

千葉県（全54市町村）

区 分	18歳以上	18歳未満	計
重 度	14,731	4,313	19,044
中 度	10,040	3,153	13,193
軽 度	12,504	7,245	19,749
計	37,275	14,711	51,986

県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在



IV 障害のある人もない人も共に 暮らしやすい千葉県づくり条例関係



1 障害のある人への差別や虐待に関する相談

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された全国初の条例であり、平成19年7月から施行されている。

条例に基づき、各健康福祉センター及び障害者相談センターには広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており地域の身近な窓口として相談に応じている。

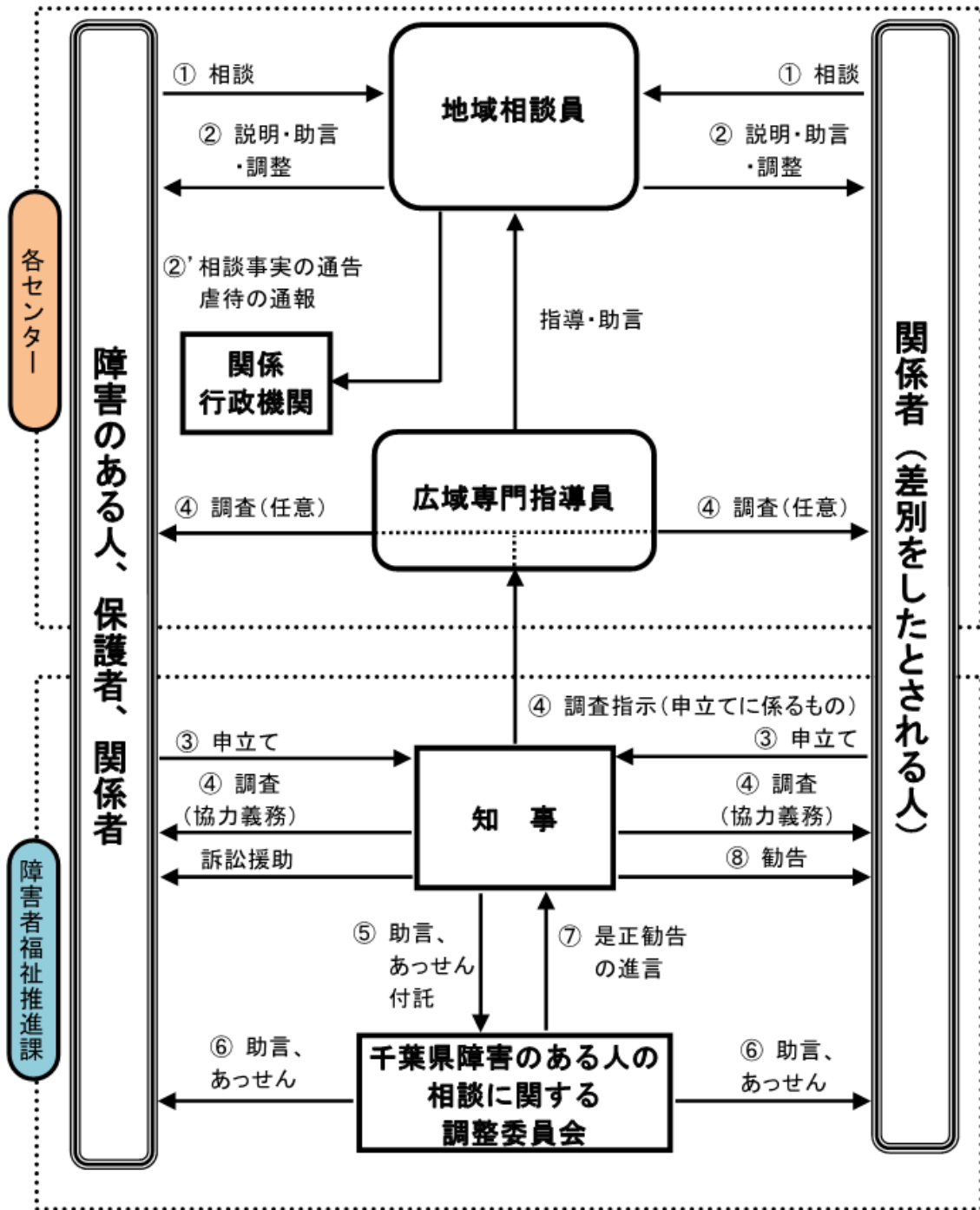
地域相談員や広域専門指導員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者的立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する。

なお、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行されている。

また、障害のある人に対する虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県障害福祉事業課（平成29年度から）に障害者権利擁護センターが設置されており、差別と虐待の問題は密接に関連していることが多いという点を考慮して、障害者相談センターでも虐待に関する相談を受け、市町村や県権利擁護センターに適切に引き継ぐ等の対応を図っている。

なお、千葉県東葛飾障害者相談センターでは、柏圏域（柏市・我孫子市）の相談を担当している。

条例による個別事案解決の仕組み



(1) 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

障害者差別相談状況								(単位：件)		
区分	差別等相談活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他			
令和５年度	23	8	1	0	9	5	0	0	76	125
令和６年度	13	6	1	1	4	1	0	0	64	202
令和７年度	32	13	3	2	12	5	0	2	56	162

(2) 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

地域相談員委嘱状況 (単位：人)						左の内訳	
		身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	男	女
令和5年度		8	7	11	26	12	14
	柏市	4	5	8	17	8	9
	我孫子市	4	2	3	9	4	5
令和6年度		7	5	11	23	10	13
	柏市	4	3	8	15	7	8
	我孫子市	3	2	3	8	3	5
令和7年度		7	5	11	23	9	14
	柏市	4	3	7	14	5	9
	我孫子市	3	2	4	9	4	5

V 参 考 资 料

1 人工透析審査委員会設置運営要綱（平成 26 年 4 月 1 日から）

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者総合支援法第 7 4 条の規定に基づき更生医療の可否を審査するとともに、同法第 6 3 条及び第 6 6 条に規定する更生医療にかかわる指定医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

（設置）

第 2 条 前条の目的を達するため、千葉県障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第 3 条 委員会は、委員 3 名をもって構成する。

（委員及び任期）

第 4 条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師、千葉県医師会の理事等で人工透析療法に精通する者のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中途において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が職務を代理する。

（委員会の開催）

第 6 条 委員会は月 1 回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。（持ち回り分は次回の委員会で報告する。）

（審査内容）

第 7 条 委員会は更生医療を開始することの妥当性及び開始時期について審査する。

（審査の方法）

第 8 条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

（1）新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。）

（2）人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者

（3）更生医療により透析療法を継続している者

2 審査の時期は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについてはその都度、同項第 3 号に掲げるものについては年 1 回行うものとする。

（指導監査）

第 9 条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

（事務局）

第 10 条 委員会の事務局は相談センターに置く。

2 障害程度審査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について審査を行うための機関として、中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 審査委員会は、別表に掲げる障害種別を担当する医師をもって構成する。

2 前項に規定する医師は、障害者相談センターの非常勤医師その他の県職員であるの中から知事が嘱託した者とする。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者の障害等級の認定に関し、障害者福祉推進課から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所長が適宜開催する。

2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催することができる。

3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、障害者福祉推進課に置く。

2 前項の規定にかかわらず、委員への報酬の支払いその他の別に定める事務については、障害者相談センターが処理することとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 2月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和5年3月17日から適用する。

別 表

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 視 覚 障 害 | ・ 呼 吸 器 機 能 障 害 |
| ・ 聴 覚 障 害 | ・ ぼうこう又は直腸機能障害 |
| ・ 平 衡 機 能 障 害 | ・ 小 腸 機 能 障 害 |
| ・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 | ・ ヒト免疫不全ウイルス |
| ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 | による免疫機能障害 |
| ・ 肢 体 不 自 由 | ・ 肝 臓 機 能 障 害 |
| ・ 心 臓 機 能 障 害 | |
| ・ 腎 臓 機 能 障 害 | |

3 補聴器適合精密判定実施要領

1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」と略す。）の場合出力等 J I S 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については J I S の規程にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」と略す。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」と略す。）を実施する。

2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

3 精密判定概要

(1) 第 1 段階

- | | |
|-----------|--|
| 1 基礎検査 | ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）
イ リクルートメント（補充現象）検査（S I S I 検査）
ウ 語音聴力検査（域値・弁別） |
| 2 補聴器装用検査 | ア 語音聴力検査
イ 騒音下会話聴取検査 |
| 3 2 器種選択 | 1, 2 の結果により 2 器種選択
日常生活での使用結果について、チェックリストに記入を依頼する。 |

(2) 第 2 段階

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器装用検査
- 3 チェックリストの検討
- 4 機種決定（本人選択による。）

(3) 第 3 段階 （第 2 段階から 1 ヶ月後）

- 1 標準純音聴力検査
 - 2 補聴器使用状況についてチェック
 - 3 1, 2 の結果異常がなければ終了
- ※ 補聴器再使用の場合、1 を省略し、電話にて実施することもある。

(4) アンケート （第 3 段階から 6 ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

4 精密判定の申込み

市福祉事務所又は町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。
様式は、従来からの判定依頼書による。

5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1 ヶ月 10 名の範囲内で相談センターが決定する。

6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

7 精密判定開始日

昭和 55 年 7 月 1 日より開始する。

4 障害者相談援助事業実施要領

1 目 的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「センター」という。）が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等（以下「援護の関係者」という。）からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等（以下「相談及び援助」という。）を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

3 担 当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

4 事業内容

- (1) 援護（更生）計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

5 依 頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」（様式相1）を管轄するセンターへ提出する。

6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び援護の関係者等と連絡調整の上、援助内容の検討及び日程調整を行う。

7 依頼の取り下げ

依頼を取り下げる場合は、「取下げ書」（様式相2）により取り下げるものとする。

8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325001号）」、及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号）」第2-1に基づくものである。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

5 障害者福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者支援の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(研修の構成、開催回数)

第4条 研修は、身体障害者の部、知的障害者の部をもって構成し、年1回の開催を原則とする。ただし、相談センターが必要と認めるときは、身体障害者の部、知的障害者の部を各々開催することができる。

(研修内容)

第5条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて前回開催により得られた参加者の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から適用する。